

## 令和5年度 第1回浜松市社会福祉審議会児童福祉専門分科会会議録

- 1 開催日時 令和5年6月27日（火） 14:30～16:00
- 2 開催場所 市役所北館1階 101・102会議室
- 3 出席状況
- |       |                                                                                                                                                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 委員    | 岩渕元美（いわぶちもとみ）、大塚幸子（おおつかさちこ）<br>澤木達治（さわきたつじ）、鈴木隆幸（すずきたかゆき）<br>中村勝彦（なかむらかつひこ）、野末久美（のずえくみ）<br>村山恵子（むらやまけいこ）、横田みどり（よこたみどり）                                                                                                   |
| 欠席委員  | 荒巻太枝子（あらまきたえこ）、鈴木光男（すずきみつお）                                                                                                                                                                                              |
| 事務局   | こども家庭部：吉積部長<br>次世代育成課：園田課長、安田課長補佐<br>鈴木管理・育成グループ長<br>青少年育成センター：足立所長<br>子育て支援課：小山課長、佐藤課長補佐<br>幼児教育・保育課：井川課長、大橋幼児教育指導担当課長<br>鈴木課長補佐<br>児童相談所：鈴木所長、池田副所長<br>健康増進課：渥美課長<br>教育総務課：鈴木学校・地域連携担当課長<br>橋本放課後対策グループ長<br>教育支援課：影山課長 |
| 欠席事務局 | なし                                                                                                                                                                                                                       |
- 4 傍聴者 8人
- 5 内容
- 《報告》
- (1) 令和5年4月1日の保育所等利用待機児童数について（幼児教育・保育課）
  - (2) 令和5年5月1日の浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について  
（教育総務課）
  - (3) 令和4年度 浜松市児童相談所の相談統計について（児童相談所）
  - (4) 令和4年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計について（子育て支援課）
  - (5) 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針について（幼児教育・保育課）
  - (6) 令和5年度 ヤングケアラー支援推進事業について（子育て支援課）
- 6 会議録作成者 次世代育成課 管理・育成グループ 鈴木 智
- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無 有  無
- 8 会議記録

1 開会

2 委員（交替者）・事務局職員（交替者）の紹介

3 議事

《報告》（1）令和5年4月1日の保育所等利用待機児童数について  
（井川課長）

（1）についての説明

《報告》（2）令和5年5月1日の浜松市放課後児童会登録児童数及び待機児童数について

（鈴木担当課長）

（2）についての説明

【質疑・意見（1）（2）】

（荒巻委員）

放課後児童会について、待機児童数だけでなく「質」を評価するしくみがあるかお伺いします。また、小学1年生の1学期において授業時数を減らす傾向がみられますが、そのような場合、放課後児童会を利用できない子供達はどのように過ごしていますか。

（鈴木担当課長）

質を評価する仕組みとしては、放課後児童会の委託化を進める中で、仕様書において「運営内容の評価改善」として、児童や保護者等に対してアンケート調査などを実施し、その結果を運営内容に生かしていく仕組みがあります。また、第三者委員会において、その結果について委員の方からご意見をいただいています。

（村山委員）

待機児童数を減らす取組みには感謝していますが、質の担保について、現状の調査はされていますか。申し込みが定員に満たなかった施設の現状を、実際に足を運んで確認された上で課題をお教えください。地域の放課後児童会には行きたがらなかったが、市外の放課後児童会に移ったら、とても楽しく行っている。子供が全然違うと言う方がいて、残念に思いました。

（鈴木担当課長）

質については、先程申し上げたとおり、児童や保護者等に対するアンケート調査がございます。申し込みが定員に満たなかった理由が、放課後児童会の現状に課題があるというご質問と受け止められますが、定員に満たなかった理由がすべて放課後児童会の運営に課題があるとは認識していません。

また、放課後児童会を利用する児童の境遇、放課後児童会の立地、運営内容、支援員等との相性など、様々な要因により、放課後児童会に対する子供の認識は個々で異なると思います。

放課後児童会が児童福祉法上に定められる児童の健全な育成を図る事業であるよう、今後も各運営事業者と共に、取り組んでまいります。

（村山委員）

利用料の増額に伴って、今年度申し込みをしなかった児童数について把握されているでしょうか。利用者からは「利用料が上がって、とても払えないので申し込まなかった。」とか「学年が上がって、しっかりしているので、もう止めてよいでしょうと

言われて申し込まなかった。」との声を聴いています。

(鈴木担当課長)

利用料の増額を理由に申し込みをしなかった児童の数は把握しておりません。

預ける保護者の方々がいらっしゃるのに対し、預かりに協力していただいている支援員の方々がいらっしゃるのも事実です。利用料の増額は、従来は支援員等が有償ボランティアという立場で仕事に従事していたものを、運営の委託化により現場職員の待遇の改善を図り、放課後児童会を安定的に運営することや、放課後児童会ごとに異なっていた開設日・開設時間などの段階的な統一を進める中で、保護者の方々にも応分の負担をしていただく御理解をお願いしているところです。

(村山委員)

放課後児童会は働く親御さんにとって、非常に大切な施設であります。支援員の方との相性の問題もありますが、質の担保ということに関して、もう少し市の方から働きかけていただくとか、研修をしていただくとか、考えていただきたい。子育てをしやすいまちや20年後、30年後浜松を支える人材を作るという視点から、今後、応分の負担というところを下げているだけだとありがたい。

(中村委員)

保育所等の利用待機児童数について、申込み児童数が増えてきたというところで、コロナからの反動ではないかという推測がされましたが、例えばそれによって就業率が上がったとか、浜松市に移転する方が多かったとか、何かしら要因が分かりましたら、教えてください。

(井川課長)

申込みによる就業率の上昇というような具体的な数字はとらえておりませんが、昨今の物価上昇などの背景から、仕事に就かれる方が増えてきているのではないかと受けとめています。

(中村委員)

今後、幼稚園や保育園の入園がどうだったのかとか、地域性とか、具体的に分かりましたら、教えていただきたいと思います。

#### 《報告》(3) 令和4年度浜松市児童相談所の相談統計について

(鈴木所長)

(3) についての説明

#### 《報告》(4) 令和4年度浜松市家庭児童相談室の相談統計について

(小山課長)

(4) についての説明

#### 【質疑・意見(3)(4)】

(村山委員)

9ページの児童相談種別対応件数表1において、減少している令和4年度の「その他相談」とは、どのようなものでしょうか。

(鈴木所長)

その他相談の内訳は、警察からの情報照会、他の児童相談所からの家庭引取りに伴う調査依頼、家庭裁判所からの援助依頼書、少年鑑別所からの情報照会があり、その内、令和3年度に比べて令和4年度が減少している主な要因としては、警察からの情報照会が40件減少したことによるものです。

(村山委員)

13ページの養護相談の虐待が増加していますが、内容は以前と変化しているのでしょうか。

(小山課長)

内容につきましては、15ページの虐待種別表4を見ますと、主に増加したのは心理的虐待とネグレクトとなっています。また、相談の経路を見ますと14ページの表3にありますように、主な増加は、家族・親せき、近隣・知人となっております。

こうしたことから、手は出さないけど、言葉の暴力や育児放棄的な様子を子供に身近な方、家族や親せき、近隣の方、知人が気づき、早い段階での相談が増加したと考えられます。

(村山委員)

実際に児童相談所に虐待通告するのか、あるいは家庭児童相談室に相談するのかということについて、一般の市民レベルでどちらを選ぶのか、どのくらい周知にされているのでしょうか。私自身がどちらに相談すればよいか悩むケースがあるので、その辺り教えていただければと思いました。

(鈴木所長)

平成27年7月からダイヤル189という全国児童相談所虐待ダイヤルが、24時間365日の対応をしており、電話をかけることによって、管轄する児童相談所の方に繋がるということになっていますので、そこで対応するというのが、今の大きな流れになります。

平成16年に児童福祉法が改正をされて、一義的な相談窓口は市町となり、政令市は区役所の社会福祉課が一義的な相談窓口として位置付けをされていて、後方支援として児童相談所がいるというような制度設計になっているところです。村山委員がおっしゃるように、どこにかけてよいかというのは正直分かりにくいですし、基本的には軽微なものであれば区役所、重篤なものであれば児童相談所という棲み分けにはなりますが、189が浸透してきていますので、迷ったら189にかけていただくというのがよろしいと思います。

(澤木委員)

児童相談所、それから家庭相談室の方でそれぞれ統計がとられていると思いますが、最終的に虐待という形で認められたのは、どの人数になるのでしょうか。

(鈴木所長)

基本的にそれぞれに統計をしているところもありますが、大まかに言うと、児童相談所で872件と家庭児童相談室の虐待相談の332件を合わせていただければ、全体像となります。ただ、どうしても1年の間に家庭児童相談室と児童相談所の双方に該当するものがあり、若干その住み分け、切り分けができていません。

《報告》(5) 浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針について

(大橋担当課長)

(5) についての説明

【質疑・意見(5)】

(村山委員)

パブリックコメントの多様なご意見に対する市のご回答について、今後の参考・その他に分類された項目にも、重要な指摘が含まれていますが、将来の検討結果は公表されるのでしょうか。

(大橋担当課長)

今回のパブリック・コメントの多様なご意見に対して、市の考え方をお示ししていますので、今後個別に検討結果を公表することはありません。なお、お示しした市の考え方にありますとおり、いただいたご意見は方針を施行する際の参考とさせていただき、子供達にとって、より望ましい幼児教育・保育環境の実現に向けて取り組んでまいります。

(村山委員)

質の高い幼児教育については、パブコメでも多くの意見がありました。幼児教育の現場は多様です。現場に足を運んで、子供達の様子を見ていただくことで、初めて質の多様性は実感していただけたと思います。是非その上で、教育の質を高める「環境づくり」の施策をご検討いただきたいと思います。子育て中の市職員やご家族の意見も収集し、将来の浜松市を担う人材育成のために、一歩進んだ施策をお願いしたいと思います。

(大橋担当課長)

方針の策定にあたり、市立幼稚園・保育園の在園児の保護者、入園予定園児の保護者や私立の幼稚園、保育園・認定こども園を利用している保護者のニーズ及び、それぞれの現場で働く職員の考えなどを把握するためのアンケートを実施しており、現場の状況なども踏まえ、方針は作成いたしました。

また、方針作成のために設置した浜松市幼稚園・保育園適正化等検討会においては、有識者、民間保育園長会代表、私立幼稚園協会代表、市立幼稚園PTA連絡協議会代表、自治会連合会代表から現場の状況なども踏まえた様々なご意見もいただいております。方針を作成し、施行するグループは、施設管理も担当しており、日常的に園に出向き園長などと話をする機会の多いグループです。今後も質の高い幼児教育・保育の環境づくりに向けて、職員が園に出向く際には、園の状況などを見させていただき、様々なご意見に耳を傾けていきたいと考えます。

(村山委員)

子供達の声の反映ということが、お答えの中に聞き取れなかったもので、子供の様子を見る、子供達と話をするというをお願いしたい次第です。

市の職員も子育て中の方達がとてもたくさんおられるので、同じ仲間の声や子供達の声というのを拾っていただけたらもっと輝く素晴らしい幼稚園の教育ができるのではないかと思います。

(中村委員)

適正化委員会に参加させていただいた際も、事前に住民に説明するような話もなされていたと思いますが、そういうものをしっかりしていただきますとともに、私個人的な意見として、公立の園も良くなってはいけませんけど、民間の園も含めてオール浜松でしっかりと支え合えるシステムを是非とも考えていただけたらありがたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

《報告》(6) 令和5年度 ヤングケアラー支援推進事業について

(小山課長)

(6) についての説明

【質疑・意見(6)】

(村山委員)

ヤングケアラーの研修とは、どのような内容を想定していますか。子供達自身が、子供の権利を知ることで、自分の置かれている状況が分かるようになります。関係機関職員には、そのことを強く認識できるような研修をお願いしたいと思います。

(小山課長)

昨年度、元ヤングケアラーの方に講師として登壇していただき、やりたいことができなかつたお話や子供の権利を勉強したという話をさせていただきました。

今年度の市民向け研修は、高校生・大学生を主なターゲットとして周知する予定であり、元ヤングケアラーの講師を招いて、「子どもの権利」の観点からも講義いただく予定です。同時に、周囲の大人が「子どもの権利擁護」「子どもの気持ちに気づくことの大切さ」も理解できるような内容にしたいと考えております。

(村山委員)

養育支援ヘルパー事業は、是非活用が進むことを期待したいと思います。ただ、運用の仕方によって使えるかどうかが決まってくるので、開始後にも事業の拡充を柔軟にご検討いただきたいと思います。

また、6か月から1年の間とされた根拠はあるのか、派遣は無料なのか、今年度以降、何名程度の利用者を想定しているのか、お教えてください。

(小山課長)

養育支援ヘルパーは市のアセスメントにて柔軟に導入できるため、ヤングケアラーの身体的・精神的負担を軽減するには有効と考えております。ただし、ヤングケアラーの負担を軽減するためには、「ケアを必要としている人が必要なサービスを恒久的に利用できること」が必須と考えておりますので、養育支援ヘルパーはあくまでそのサービスの申請や利用につながるまでの利用を想定しています。よって本事業の利用期間を概ね6か月から1年と設定いたしました。

本事業におけるヘルパー派遣は無料であり、20世帯程度の利用を見込んでおります。

(村山委員)

外国語対応通訳派遣支援事業について、申請からHICEへの調整が簡便に行える方法をご検討いただきたいと思います。

また、医療受診だけではなく対象拡充が必要です。様々な窓口における「やさしい日本語」の普及を行政主導で行い、子供の通訳が必要な場面を減らす取り組みが肝要です。施策をご検討ください。

(小山課長)

事業の利用には、ヤングケアラー相談窓口又は各区社会福祉課に相談いただき、市のアセスメントで派遣が必要とされれば、HICEとの調整を市が担います。今後の事業拡大については、ニーズを確認しながら検討していきたいと考えています。

なお、「やさしい日本語」については国際課が主導でガイドブックを作成し普及に取り組んでいると聞いており、引き続きわかりやすい「やさしい日本語」の啓発を行っていく必要があると考えております。

(村山委員)

ヤングケアラーコーディネーター配置について、SNSの利用などで、時間外・休日の相談が可能とするような方法を、ご検討いただけないでしょうか。

子供達本人が使えるような仕組みづくりとし、学校などを通じて、相談することは、良いことであるとの指導もお願いいたします。そして、ヤングケアラーの存在をつかみやすい医療機関（特に、小児科・精神科）には是非周知をお願いしたいと思います。

ヤングケアラーが生まれる土壌には、ひとり親、貧困など深刻な問題があるので、他機関と連携しての支援がなければ、解消することは考えられないと思います。

支援の実効性のためにも、施策への反映のためにも、庁内での連携や協働も必須です。コーディネーターのみではなく、部局の枠を超えたワーキンググループ等の仕組みを作り、積極的に活用することを願います。

(小山課長)

相談については電話等だけではなく、メールでも受付できるようにしております。

また、ヤングケアラーに関するLINE相談、時間外・休日相談につきましては現在、静岡県が県内全域を対象として実施しております。

ヤングケアラー支援のためには、ヤングケアラーについての理解度を向上させるとともに、相談窓口、支援施策の拡充が必須と考えております。そのため、庁内の連携をはかるべく、現在、庁内4部・15課でのヤングケアラー支援推進庁内ワーキングにて課題・支援等を検討しております。庁内のみならず、それぞれの部署で関係している関係機関にも周知啓発を図っていききたいと思います。

医療機関への周知の件については、委員のご指摘のとおり必要と感じておりますので今後調整をしていきたいと思っております。

(村山委員)

進めていただいているということは、とてもありがたく思っております。ヤングケアラーの研修について昨年も話があったと思っておりますけど、学校でも、子供の権利の教育ということが本当に大事だと感じておまして、その辺りについて一歩踏み込んで、部局を越えた庁内全部での形で対応していただけるとありがたいと思っております。

養育支援ヘルパー事業については、先程の説明の中で、柔軟に拡充を考えてくださることなので、とても安心しました。

20世帯見込みということですが、ヘルパーをお願いしたいといったニーズはあるのでしょうか。

(小山課長)

現時点での申し込みはないのですが、概ね20世帯というのが令和2年から3年にかけて要対協で上がってきたケース数を参考に予算上計上しているところでございます。

(村山委員)

20世帯といいますと例えば妹、弟の受診についてくるお兄ちゃんお姉ちゃんのような子供達だけを考えても、うちのクリニックに来るお子さんの家庭だけで20世帯ぐらいという状況です。

通訳の派遣事業は、最初から分かっている予約診療では市が調整をするタイミングで間に合うと思うのですが、現実には熱が出たから今日受診したいというという状態があるので、現場では通訳アプリ等で一生懸命対応するしかないという現状です。ですから、困ったときに電話をすれば通訳さんが説明してくれる所やヘルプダイヤルみたいなのがないと医療機関にとっては、とてもありがたいと思っております。検討いただくとありがたいです。

(澤木委員)

急ピッチでヤングケアラーの対策を進めていただいているということをお聞きしてありがとうございます。

先月、ヤングケアラー相談窓口の設置についてのチラシ、案内を全民生委員1,370名に配りました。配りはしましたが、ヤングケアラーの子供達の状況を把握できるかどうかは掴めていない状況です。高齢者に比べて、ヤングケアラーの状況把握するのが非常に難しい。

6月、7月に、学校との懇談会を民生委員がやっているのですが、学校が子供達の状況を把握するには一番早く、うまくできると思います。教育関係の職員に対しての研修を非常に強く進めていただきたいと思います。

それからスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカーに対しても、ヤングケアラーのコーディネーターとの連携を進めていっていただきたいと思います。

(小山課長)

民生委員の方には、ヤングケアラーをご理解いただき、もし心配なお子さんがいらっしゃったら、連絡をいただいて、コーディネーターがスクールソーシャルワーカーや学校と状況を確認した上で問題があるかどうかを確認していくようになります。

委員がおっしゃったように、学校での気づきというのは本当に重要であると思っております。学校の教員向けの研修ということで、少しずつ動いているところがありますので、補足をさせていただきたいと思います。今年の2月に教員向けの短い動画を三本作りました。それを教員のパソコンでいつでも見られるような形で約5分間の動画を配信しております。一つ目が『気付いて編』ということで、学校で子供の変化があった場合にヤングケアラーかもしれないと気付いていただく。二つ目が『寄り添って編』と

ということで、そうした子供に声をかける。状況はどうか、家庭ではどんなことをお手伝いしているのかと寄り添って接する。三つ目が『繋いで編』ということで、こうした心配なお子さんがいたら、まず学校内で共有しスクールソーシャルワーカーに相談して、行政にも相談していくというような形で、三本構成の動画を教員には発信しております。

また、今年度に入りまして、6月末に虐待の研修と一緒に、ヤングケアラー支援についての研修を行いました。主に管理職の方や生徒指導の先生、養護教諭の先生に受講をしていただき、オンデマンドで受講期間に必ず見ていただくということでお願いをしたところでございます。今後も学校現場につきましても、気付きが大切ですので連携して進めて参りたいと思います。

(澤木委員)

地域包括支援センターやケアマネの方は、高齢者のところへ訪問するのですが、そのようなところで気付きを感じるということも多いかと思えます。同じように宣伝、周知をお願いしたいと思えます。

(横田委員)

私も現役看護師として働いておりますが、ヤングケアラーと言っても、子供さんのその姿があまり見えてこない。今現実見えてくるのは、おじいちゃんおばあちゃん的面倒を見る孫です。おじいちゃんおばあちゃん達が倒れたとき、面倒を見るようにする子供は働いているわけで、それを高校生、大学生ぐらいの孫が面倒を見ているのが現実です。孫がおじいちゃんおばあちゃんを病院に連れてきているというパターンがあります。

その子供達が、苦勞しているからヘルパーを申し込みたいということで、家族が動けば、養育支援ヘルパーに1名も申し込みがないことはありえないと思えます。せつかく20世帯を対象に市が動こうとしているのに、そこに申し込みが1件もないというのは余りにもったいない。これでは、家の家事の手伝いをして、塾に行くことを我慢しているのが当たり前とするパターンから、なかなか抜け出せないと思う。

親からおじいちゃんおばあちゃん、あなた達が面倒見るのは当たり前だからと言われればそこから抜け出せません。だから、どこかに切り口を作ってあげないと、実は苦しんでいる子供達の声が見えてこないのが現実だと思います。

私は某高校の評議員もやっております。その関係で、先生方に高校生を対象にヤングケアラーのアンケートをとられたのですかとお聞きしても、市から何か来ていたからやりましたぐらいで終わってしまいます。先生方に対する相当な意識の改革をしないといけないというのが私の感想です。調査の仕方も、子供の姿がもっと見えるようにすべきであると思えます。

せつかく予算を使って、ヤングケアラー支援推進事業を行っているのに、その姿が見えないような気がするので、ちょっと切り口を変えたほうがいいという気がします。海外はどうしているのか、他県や浜松以外のところではどんな活動して、どういった成果が上がっているのか、そういったことも聞きたいと思いました。

また、「やさしい日本語」の普及を行政主導で行っていますが、なかなか普及していません。うちも外国人の患者さんが来ますが、英語すら伝わらない場合があり、どこが痛いとか、体を使って表現しております。

(小山課長)

貴重なご意見ありがとうございます。養育支援ヘルパーについてはまだ周知をして、しっかり広げないといけないと思っております。

県が行った実態調査でも、キツさを感じますかという質問に、74%ぐらいの子供が感じていないと回答しています。その中にはお手伝いの部分もあるし、大変だけど家族への愛というか、そうしたところもあって、きつくはないと答えたお子さんが多いのかなと思えます。過度な否定も肯定もできないというところはあるかと思えます。



が、どういった生活への影響が出ているのかというところを、ちゃんと見極めないと、なかなか子供の姿は見えてこないというところがありますので、今後事業を進めていくに当たりまして、いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。

5 閉 会